

介護保険移行マニュアル

～障害福祉サービスから介護保険サービスへ～

令和7年度版

◆ 本マニュアルは、障害福祉サービス利用者が介護保険サービスへ移行する際に必要となる事項等（移行スケジュールや必要な手続き等）を相談支援専門員及び介護支援専門員向けにまとめたものです

【目次】

1 計画書の作成について	1p
2 介護保険サービス利用の流れについて	1p
3 サービス移行の流れ・スケジュール	2p
4 介護保険サービスと障害福祉サービスの適用関係	4p
5 サービスの併用について	4p
6 サービス移行時(後)について	5p

【参考】

1 介護保険移行後も継続可能な障害福祉サービス	5p
2 Q&A、事例集	6p
3 その他(紙おむつの助成制度ほか)	7p

1 計画書の作成について

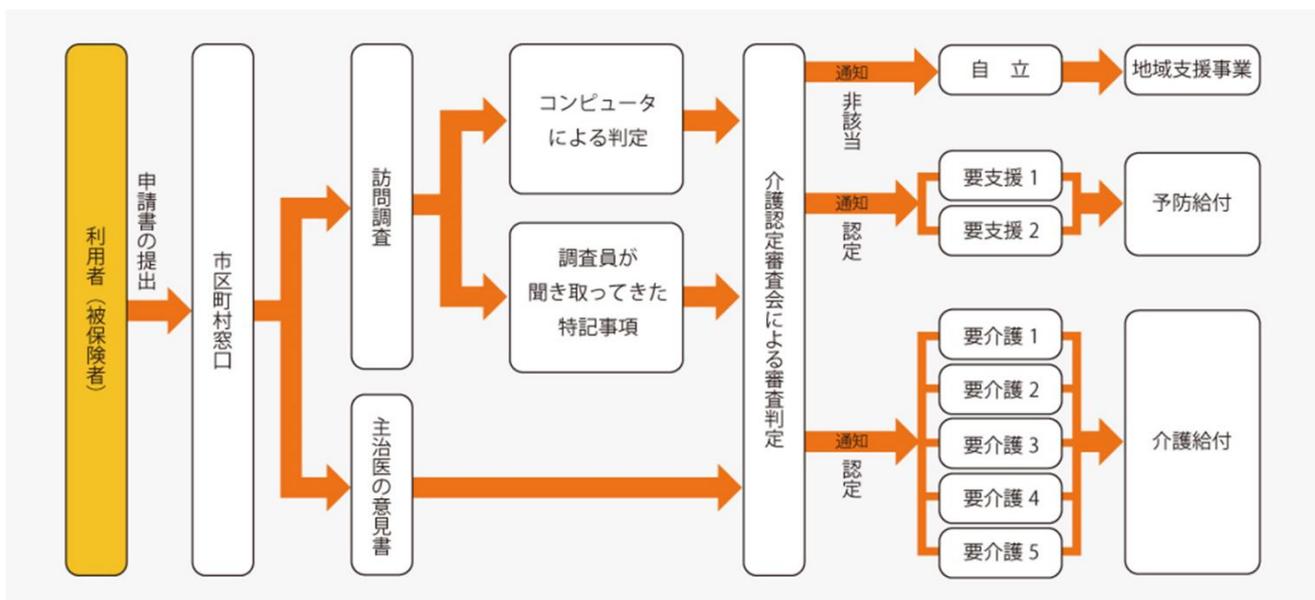
介護保険サービスや障害福祉サービスの利用には計画書の作成が必要です。各機関が作成する計画の作成時期等、概要は次のとおりです。

- ◆ 介護保険サービスの利用計画書 …… 居宅介護事業所、地域包括支援センターが作成
- ◆ 障害福祉サービスの利用計画書 …… 特定相談支援事業所が作成

	居宅介護事業所	地域包括支援センター	特定相談支援事業所
計画の名称	居宅サービス計画書	介護予防サービス計画書	サービス等利用計画書
初回の計画作成時期	認定後（認定を見込んで暫定利用あり）	認定後（認定を見込んで暫定利用あり）	障害支援区分決定前に計画案作成、利用前に確定
モニタリング	毎月	3か月に1回	3か月または6か月に1回
担当件数	月45件未満	規定なし	月平均40件未満

2 介護保険サービス利用の流れ

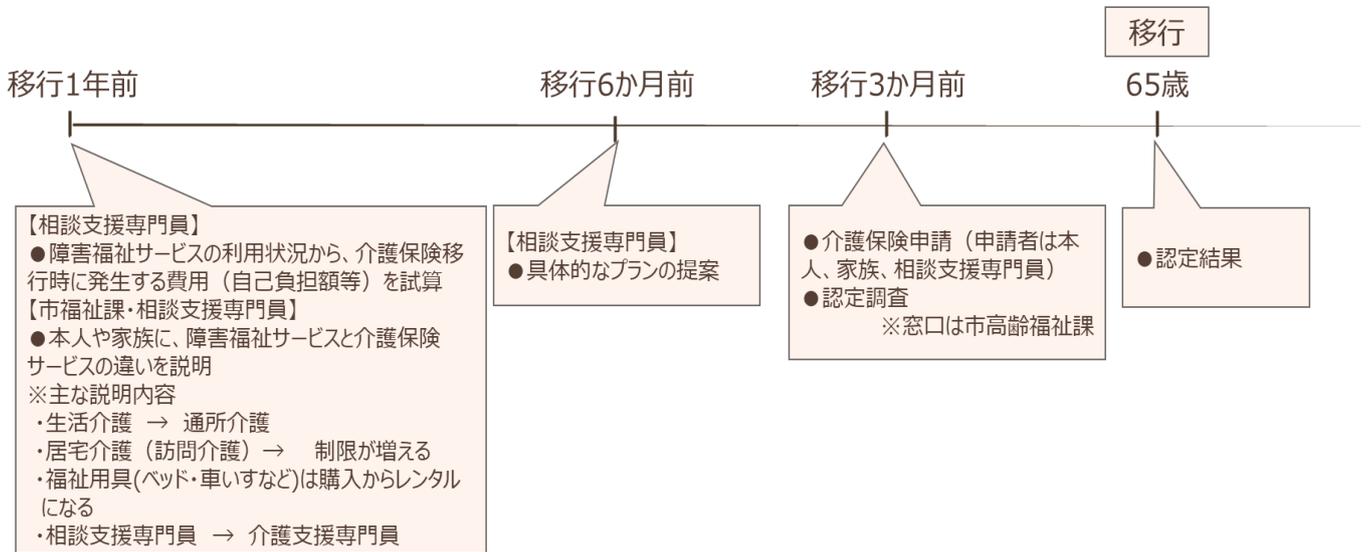
申請から、サービスを利用するまでの主な流れは次のとおりです。



3 サービス移行の流れ・スケジュール

65歳になる1年前から利用者(又は家族)に対して各種説明を行うなどし、移行に向けた準備を進めます。早い時期から準備を行い、スムーズな移行につなげます。

《参考》介護保険サービスへの移行に向けたスケジュールと主な実施内容



移行1年前

65歳以降、介護保険サービスに移行することを、市福祉課、相談支援専門員から利用者本人(又は家族)に案内します。介護保険サービス移行後、現在利用しているサービスがどのように変わるのか、発生する費用がどれくらいになるのか等を理解していただくため、できるだけ丁寧に説明を行います。

【よくある質問と回答】

- ① デイサービスの利用可能日数・費用
 - 認定される介護度(要支援1～要介護5)によって、利用上限が異なります。
 - また、認定された介護度によって、デイサービスの利用単価も異なります。
- ② ヘルパー利用の違い
 - 介護保険では、「身体介護中心」「生活援助中心」「身体介護と生活援助の混合型」「通院時の乗車・降車等介助」があります。「通院時の乗車・降車等介助」は、通院付き添いはできず、介護タクシーや自家用車などに乗降する場合のみの介助になります。
 - 障害福祉サービスでは、「身体介護」「家事援助」「通院等介助」等があります。基本的には介護保険と同様のサービスとなりますが、障がいの特性に配慮した支援を行うこととなっているため、生活等に関する相談や助言、その他生活全般にわたる援助を行うことができます。
- ③ 償還払いになるケース
 - ※ 8ページ参照
- ④ 医療サービスか、介護保険サービスか(どちらを使うか)
 - 疾病の種類により、医療サービス若しくは介護保険サービスのどちらになるのか決まります。

移行6か月前

相談支援専門員から利用者本人(又は家族)に、介護保険サービス移行後の具体的なプランの提案を行います。プランの提案に際しては、相談支援専門員と介護支援専門員との情報共有・連携が必要です。

介護保険サービスへの移行により、サービス量や自己負担額が変わることも説明する必要があります。

なお、見込みでのケアプランが無償で作成できる場合があります(※)が、あくまでも「見込み」のため、実際のケアプランとズレが生じる場合があります。 ※注：無償で作成する場合は、契約・アセスメントが必要になります

介護保険サービスと障害福祉サービスを併給する場合は、障害支援区分の認定が必要となるため、区分の更新申請を行う必要があります。

また、障害支援区分が重い方については相談支援専門員と介護支援専門員との情報共有・連携を行うなど、早い時期から移行に向けた準備を進めていく必要があります。

移行3か月前

介護保険申請は65歳到達の3か月前から可能です(窓口は市高齢福祉課)。申請後、本人の身体状況と生活状況を聞き取る認定調査が行われます。毎日の生活の中で、周りがどのようなサポートを行っているかを調査員が聞き取れる状態が望ましいため、調査時に相談支援専門員の同席を求められることがあります。なお、医師は、かかりつけ医にお願いすることとしています。

介護保険証は、通常、誕生日の前月に自宅に郵送されるので、まだ手元に介護保険証は無い状態です。申請時に介護保険証の提示は不要で、介護度が認定されると介護度の認定期間が記載された介護保険証が自宅に郵送されます。

移行時

認定結果を受けて介護支援専門員がケアプランを作成し、サービスの移行につなげます。

認定結果が「非該当」になった場合の再申請は、本人の状態に変化が生じた場合に改めて行うことができます。

なお、「介護予防・生活支援サービス事業」を利用する申請は、すぐにも行うことが可能です。

障害福祉サービスとの併給プランの場合、プランを福祉課(障がい支援担当)に提出する必要があります。

4 介護保険サービスと障害福祉サービスの適用関係

(1) ケースの多様化

障害福祉サービスを利用している方が介護保険の要介護等認定を受けた場合、介護保険サービスに移行する方、障害福祉サービスと介護保険サービスの双方を利用（併用）する方など、さまざまなケースが生じます。

(2) 優先される介護保険サービス

原則として、介護保険サービスの利用が優先となります。ただし、一律に介護保険サービスを優先して利用するのではなく、申請者の個別の状況や意向に応じて、適切に判断することとなっています。

【参考：介護給付費等に係る支給決定事務等の事務処理要領（厚生労働省発行）】

(3) 継続できる障害福祉サービス

就労継続支援や同行援護、行動援護等、障害福祉サービス固有のサービスは、介護保険に移行した後も継続して利用することができます。なお、介護保険サービスと障害福祉サービスを併用する場合は、原則として介護支援専門員がケアプランを作成することとなります。

5 サービスの併用について

各制度で独自又は共通のサービスがあります。介護保険に移行した際に支給量が不足する場合や、介護保険にないサービスについては、障害福祉サービスで対応します。

	<p>上乗せ部分</p> <p>介護保険の支給限度額で不足する分は障がい福祉サービスで補う、両サービスに共通する部分</p>	【障害福祉サービス】
【介護保険サービス】		横出し部分
<p>障害福祉にないサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護 ・訪問リハビリ ・通所リハビリ ※内容が異なる ・共同生活介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・短期入所療養介護（医療型短期入所で一部共通あり） 	<p>両制度にあるサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護（訪問介護） ・生活介護（通所介護） ・短期入所（短期入所） <p>※（ ）は介護保険でのサービス名</p>	<p>介護保険にないサービス（継続可能な障害福祉サービス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労継続支援A型・B型 ・就労移行支援 ・同行援護 ・行動援護 ・自立訓練（生活訓練） ・補装具 ※ケースによって継続可能なもの ・自立訓練（機能訓練） ・共同生活援助 ・重度障害者等包括支援

6 サービス移行時(後)について

サービス移行後も利用者が適切なサービスを受けられるよう、

- ◆ 相談支援専門員は、利用者の状態やサービスの利用状況等の情報を、適切に介護支援専門員に引き継ぐ
- ◆ 利用者が引き続き障害福祉サービスを利用する場合は、相談支援専門員と介護支援専門員が随時情報を共有し、連携を図ることが重要です。

なお、介護保険移行後にサービスの内容や支給量が変わる場合もあるため、利用者やその家族が戸惑わないように丁寧な説明を心がけ、理解を得ることが大切です。

【参考】

1 介護保険移行後も継続可能な障害福祉サービス

次の障害福祉サービスは、介護保険移行後も継続して利用することができます。

	サービス	サービスの主な内容
日中活動系	就労継続支援（A型・B型）	一般就労に向けた支援 （A型は雇用契約あり、B型は雇用契約なし）
	就労移行支援	一般就労を目指す障がい者の就職・定着への支援
	自立訓練 （生活訓練・機能訓練）	地域生活を送るために必要な、身体能力や生活能力の維持・向上を目的に行う支援 ※「機能訓練」は、ケースにより継続が可能
訪問系	同行援護	視覚障がい者対象の外出支援 （移動中の情報提供、目的地での代筆・代読含む）
	行動援護	知的・精神障がい者対象の外出支援 （身体介護＋危機回避、予防的対応、制御的対応）
その他	補装具	義肢、補聴器、車いす、歩行器、人工内耳など
※ケースによって継続可能なサービス		
居住系	共同生活援助	障がい者対象のグループホーム
訪問系	重度障害者等包括支援	A L S 患者等、最重度の障がい者対象の包括的な支援

(注)就労移行支援、就労継続支援 A 型など年齢等の条件により併用できないこともあります。

2 Q&A、事例集

Q 障害福祉サービスは利用しているが、介護保険では「非該当」なるかもしれない場合は、どうしたらいいの？

A 担当地域の包括支援センターに相談してください。包括支援センター職員が、ご本人様にお会いした上で、介護保険の要介護度の認定申請について相談していきます。

Q 「要支援」になるのか「要介護」になるのかわからない場合も、ケアマネジャーに相談していいの？

A 担当地域の包括支援センターに相談してください。要介護認定の判定が出るまでに暫定ケアプランなどの対応もあります。

Q 障害福祉サービスの区分申請時の主治医意見書は、知的障がいの場合、精神科の医師に作成してもらう事が多いが、介護保険の場合はどうするの？

A 介護保険の場合、ご本人様の主な持病を診察している医師、いわゆるかかりつけ医にお願いします。ご本人様の状態を一番よく分かっている医師の方に主治医意見書を作成してもらいます。

Q 障害福祉サービスから介護保険サービスへ移行することはどうやって把握するの？

A 満 65 歳到達 1 年前を目途に、サービスの移行について市福祉課又は相談支援専門員からご本人（又は家族）にお知らせします。

Q 介護保険サービス移行後も、移行前と同様に相談支援専門員にかかわってもらえるの？

A 障害福祉サービスを併用する方については、障害福祉サービスの「計画相談支援」が終了となった場合でも、引き続き随時情報共有・連携を行っていきます。なお、介護保険サービスに移行した方との関わり方等で相談がある場合は、基幹相談支援センターに連絡・相談してください。

<東濃地域の基幹相談支援センター>R7 年度末現在

事業所施設名称（設置主体）	事業所所在地	電話番号
陶技学園相談支援センター （社会福祉法人陶技学園）	多治見市小泉町 2-93 ルミナス 小泉 105 号	0572-26-7551
相談支援センターリンク （社会福祉法人みらい）	多治見市平和町 6-364	050-5526-9328
障害者生活支援センター結 （社会福祉法人ひがし福祉会）	中津川市太田町 3 丁目 6 番 11 号 レーヴェ 1 階 1-2	0573-62-3320
恵那たんぽぽ地域生活療育支援センター （社会福祉法人たんぽぽ福祉会）	恵那市大井町 2716-72	0573-22-9121
ホーリークロスセンター （社会医療法人聖泉会）	土岐市泉町大富 1527-1 ササキ ビル B 棟 5 階	0572-55-0602

Q 要介護認定が「非該当」になった場合、再申請はできるの？

A ご本人の状態が変わった場合には再申請できます。状態が変わらない場合でも、介護保険優先の考え方にに基づき積極的に移行を進めていく必要があるため、障害福祉サービスの区分更新（基本は誕生日から3年ごと）前に包括支援センターへ相談のうえ再申請してください。

Q 障害福祉サービスと介護保険サービスを併給する場合、プランの作成はどのように考えればいいのか？

A 障害のサービス等利用計画（案）と介護保険のケアプランの両方を作成する必要はありませんので、介護保険のケアプランのみの作成としていただくことが可能です。その際は、生活全般の解決すべき課題（ニーズ）と援助目標について明確にしたうえで、他の介護保険サービス同様ケアプランに盛り込んでください。

Q 障害福祉サービスでは、3カ月ごとにモニタリングの結果を福祉課に提出する必要があるが、介護保険サービスとの併給の場合はどうするの？

A 障害福祉サービスの「計画相談支援」が終了となった場合は、福祉課へのモニタリングの提出は必要ありませんが、状況によって、福祉課からアセスメントシートの写しなどの提出をお願いする場合があります。

3 65歳を過ぎてから、介護保険サービスに移行する場合

満65歳到達で障害福祉サービスから介護保険に移行する場合は、65歳到達の3カ月前から介護保険の要介護認定申請が提出できますが、65歳を過ぎてから障害福祉サービスにプラス介護保険サービスが必要となった場合は、速やかに介護保険の要介護認定の申請書を提出しましょう。(提出先は高齢福祉課若しくは地区事務所)

要介護認定申請日から、通常は1カ月程度で介護度の判定が出ます。ケアマネジャーや包括支援相談センターと相談しつつサービス調整が必要となります。

満65歳到達時と違い、65歳を過ぎて介護保険サービスが必要となった時に障害福祉サービスと併給となる場合は、調整に取れる時間が少ないため、介護保険サービスが必要となる可能性が少しでも出てきたら、早めに包括支援センターやケアマネジャーに相談していくことが重要です。

また、要介護度の認定申請時に、障害福祉サービスとの併給であることを窓口で申し出でいただくことで、高齢福祉課と福祉課の情報共有ができます。

3 その他

(1) 紙おむつの助成制度(令和7年4月現在)

	高齢者【担当課:高齢福祉課】	障がい者【担当課:福祉課】
制度	寝たきり高齢者等介護用品購入助成事業	重度障害者紙おむつ購入費助成(購入費用の一部を助成する制度)
対象者	以下の項目に全て該当する者 ①本市の住民基本台帳に記載されているもの ②要介護4又は要介護5の認定を受けた概ね65歳以上の者で寝たきり又は重度の認知症で常時排せつの介護が必要な者 ③在宅で生活しているも者(引き続き3箇月以上入院しているものを除く) ※有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅に居住する者は在宅とする ④市民税非課税世帯に属する者	3歳以上65歳未満の方で市内に住所があり在宅で生活する者 ※65歳到達月まで助成(65歳誕生月の翌月からは対象外) 【対象となる障がい種別等】 ①身体障害者手帳…肢体不自由で1、2級(体幹機能障害、上肢も可) 肢体のみで複数障がいがあり、合わせて2級以上の場合は対象 ②療育手帳…A、A1、A2 ③精神障害者保健福祉手帳…1級
助成対象	①紙おむつ、尿取りパット等の排泄用品 ②寝巻き、防水シート等の寝具 ③使い捨て清拭用品、使い捨て手袋等の介護用品	紙おむつ及び尿取りパッド(おしり拭き、ビニール手袋は不可)
助成額	月額5,000円 1枚1,000円の購入券を前期分(4~9月)と後期分(10~3月)でまとめて交付 交付された購入券で利用可能な店舗で助成対象用品を購入(お釣りはでないので注意)	購入額のうち100分の90を助成(月の上限6,000円) ただし市民税非課税世帯 帯(※)又は生活保護世帯は100分の100を助成 ※障害児の場合は世帯全員、障がい者の場合は本人と配偶者の課税状況を確認
自己負担	購入券使用時に、自己負担なし	課税世帯は1割負担。非課税世帯は負担なし(※) ※月の上限6,000円を超える分については自己負担
備考	交付された購入券は指定期間内に使用する。購入券が余っても、繰り越してはできない	65歳に到達する方には高齢福祉課の助成制度を事前に案内 障害児が18歳になった場合は、誕生月の翌月から障害者扱いになる

(2) 償還払い(介護保険)

制度	内容	担当課
住宅改修	1つの住宅で20万円を上限で自己負担(1割・2割・3割)を除いた額が償還払い又は受領委任払いとなります。工事着手前の手続きが必要です。	高齢福祉課
特定福祉用具購入	同年度10万円を上限で自己負担(1割・2割・3割)を除いた額が償還払いとなります。対象となる福祉用具は決まっています。	高齢福祉課
高額介護サービス費	介護サービスを利用した際の自己負担額が、所得に応じた上限額を超えた場合、申請により超えた分が償還払いされます。(世帯合算されます。)	高齢福祉課
高額医療介護合算	1年間(8月から翌年の7月)で負担した医療費と介護サービス費の自己負担額の合算が、所得に応じた上限を超えた場合、超えた分が償還払いされます。	高齢福祉課

(3) 新高額障害福祉サービス等給付費について

■内容 低所得又は生活保護の65歳以上の方が、介護保険サービスに相当する障害福祉サービスの支給決定を受けていた場合、移行後に支払った障害福祉サービスに相当する介護保険サービスの利用者負担額が償還払いで支給される制度（平成30年4月サービス提供分から開始）

👉障害福祉サービスの利用者が、65歳になったことで利用者負担が増加する事態を解消するため、利用者負担を軽減し1割負担をゼロに（償還）する制度

ア 対象要件

要件	内容
障害福祉サービスの支給期間	65歳到達日前日までの5年間にわたり(※)介護保険サービスに相当する障害福祉サービスの支給決定を受けていたこと ※入院等やおを得ない理由で障害福祉サービスを受けていなかった場合は、入院等の期間を除いた期間でサービスを受けていれば対象となる
所得要件	65歳到達日前日において「低所得（市民税非課税）」又は「生活保護」に該当し、65歳以降の利用者負担経験申請の際も「低所得（市民税非課税）」又は「生活保護」に該当すること
障がいの程度	65歳到達日前日において障害支援区分2以上であったこと
その他	65歳以降も障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用すること 65歳まで介護保険サービスを利用してこなかったこと

イ 対象となるサービス

相当する障害福祉サービス	→	相当する介護保険サービス
居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所		訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、短期入所、生活介護、小規模多機能型居宅介護

ウ サービスの利用者負担

	障害福祉サービス	→	◆65歳～ 介護保険サービス	→	◆65歳～(本制度を利用した場合) 介護保険サービス
一般世帯	1割負担		1割負担 ※所得により2～3割負担		1割負担 ※所得により2～3割負担
低所得世帯 (市民税非課税)	0円		1割負担		0円 ※対象要件に該当しない場合は、 従来どおり(1割負担)
生活保護世帯					

【参考資料】

1 身体障害者手帳

身体に障がいのある方に対し、各種の相談や支援を受けやすくするために、都道府県知事が交付するとされており、多治見市の方には岐阜県知事が交付します。身体障害者手帳交付の手続きは多治見市役所福祉課で行います。

<身体障害の種類>

- ① 視覚障害
- ② 聴覚または平衡機能の障害
- ③ 音声機能・平衡機能またはそしゃく機能の障害
- ④ 肢体不自由
- ⑤ ぼうこうまたは直腸の機能の障害
- ⑥ 心臓、じん臓または呼吸器の機能障害
- ⑦ 小腸の機能の障害
- ⑧ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害
- ⑨ 肝臓の機能の障害

<障害の程度>

障害の種類別に重度の側から1級から6級の等級が定められている。

複数の種類の障害等級がある場合は、総合等級となる。

重度						軽度	
1級	2級	3級	4級	5級	6級	7	

2 療育手帳

知的障がいの方に対し、各種の支援や相談を受けやすくするために18歳未満の方は、児童相談所（岐阜県は「児童相談所」を「子ども相談センター」として設置しています。）、18歳以上の方は知的障害者更生相談所において、知的障がいと判定された方に対して、都道府県知事（指定都市市長または児童相談所を設置する中核市の市長の場合あり。）が交付するとされており、多治見市の方には、岐阜県知事が交付します。療育手帳交付の手続きは、多治見市役所福祉課で行います。

<療育手帳の判定区分>

区分	障がいの程度
A 1	最重度
A 2	重度
B 1	中度
B 2	軽度

3 精神障害者保健福祉手帳

精神に障がいのある方に対し、各種の相談や支援を受けやすくするために、都道府県知事が交付するとされており、多治見市の方には岐阜県知事が交付します。精神障害者保健福祉手帳交付の手続きは多治見市役所福祉課で行います。

<精神障害者保健福祉手帳の等級>

等級	障がいの状態(※厚生省保健医療局長通知抜粋)
1級	精神障害者であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のも
2級	精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とするもの
3級	精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のも

4 障害年金

障害年金は、障がいの程度によって3段階に分かれています。障がい重い方から1級、2級、3級の順番で、年金の額も1級が最も高くなっています。

『初診日』(障害年金の対象となる疾病や怪我で最初に医療機関を受診した日)に国民年金に加入していた方や、生まれつきの障がいなどで『初診日』が20歳前にある方が対象となる「障害基礎年金」には3級がありません。

<障害年金等級>

障がいの程度	障がい状態の目安
1級	他人の介助を受けなければ日常生活のことがほとんどできないほどの障がいです。身のまわりのことはかろうじてできるものの、それ以上の活動はできない方(または行うことを制限されている方)、入院や在宅介護を必要とし、活動の範囲がベッドの周辺に限られるような方が相当します。
2級	必ずしも他人の助けを借りる必要はなくても、日常生活は極めて困難で、労働によって収入を得ることができないほどの障がいです。例えば、家庭内で軽食を作るなどの軽い活動はできても、それ以上重い活動はできない方(または行うことを制限されている方)、入院や在宅で、活動範囲が病院内・家屋内に限られるような方が相当します。
3級	労働が著しい制限を受ける、または、労働に著しい制限を加えることを必要とするような状態です。日常生活にほとんど支障はないが、労働については制限がある方が相当します。

※日本年金機構ホームページの「障害厚生年金に該当する状態」を記載しています。

【発行】
障がい・介護協同会議

「障がい・介護協同会議」とは、満65歳到達により、障がい福祉のサービスから介護保険のサービスに移行となる際の円滑な連携を目指すための連携会議です。

<メンバー>

- ◆ケアマネジャー連絡協議会 会長・副会長
- ◆基幹相談支援センター(陶技学園相談支援センター)
- ◆基幹相談支援センター(相談支援センターリンク)
- ◆太平地域包括支援センター
- ◆社協たじみ障がい者相談支援センター
- ◆多治見市(福祉課・高齢福祉課)